

宝塚市消費生活協議会 第1回

日時：平成28年（2016年）11月14日（月）15：00～17：10

場所：宝塚市役所3階 特別会議室

1 開 会

欠席委員の確認：なし

傍聴希望者：なし

会長

第1回目の宝塚市消費生活協議会を始めさせていただきます。

昨年度は、当協議会におきまして「宝塚市消費者教育推進計画」策定について、審議のうえ答申をいたしました。策定にあたりましては、各委員から熱心なご意見、ご提案ありがとうございました。

また、今年度、第1回目の審議におきましても、皆様のご協力をお願いいたします。会議を始める前に、事務局からご挨拶があります。

事務局

本年4月から産業文化部産業振興室長の下浦でございます。

特に、昨年度は、当協議会において、「宝塚市消費者教育推進計画」についてご審議のうえ、答申をいただき、ありがとうございました。

今年度当初から、秋山会長ご講演によります「記念講演会」の開催をはじめとして、様々な消費者教育・啓発に取り組んでいるところです。

今年度の協議会につきましては、2回の開催をお願いいたします。

本年4月事務局職員の異動を紹介させていただきます。

本年4月から産業文化部長は土屋でございます。

消費生活センター所長は引き続き北芝でございます。

本年4月からセンター係長は前田でございます。同じくセンター事務職員の大家でございます。

会長

それでは、ただ今から、開会します。

最初に本日の会議の成立について、事務局から報告してください。

事務局

当協議会規則第5条の規定により、本協議会は、半数以上の出席で成立することになっており、本日は12人の委員のうち、全員がご出席ですので、会議は成立しております。

会長

本日の会議は成立しているとのことです。

次に、本日の傍聴者はありますか。

事務局

本日、傍聴の希望者はありません。

2 報 告

会長

会議の進行をさせていただきます。

本日の進め方ですが、最初に、報告として「平成27年度宝塚市消費生活センター事業概要について」事務局から報告していただきます。

そのあと、宝塚市から「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案」について「諮問」を受けることとします。

その間ですが、消費者計画の推進についての懇談の時間をとりたいと思います。

それでは、まず、資料の確認をしていただきます。

事務局からお願いします。

事務局

(配布資料の確認を行う。)

会長

それでは、まず、報告(1)の「平成27年度宝塚市消費生活センター事業概要」について、事務局からお願いします。

事務局

(事業概要に基づき、報告)

会長

ありがとうございました。

ここで、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(案)」について宝塚市から諮問がありますが、都市経営会議とバッテングしているようですので、順番を変えまして、意見交換を行いたいと思います。

途中で、市長がお越しになりましたら、諮問をお受けしたいと思います。

消費者教育推進計画を立てましたが、進捗状況について、事務局から何かありますか。

事務局

消費者教育について、各種の取組を行っています。

特に、計画の目標として、秋山会長に講師をお願いし、5月講演会を行いました。

会場が一杯になるくらいで、非常に有意義な会でした。

今年度からは、出前講座、講演会、特に出前講座は、NPO団体の協力を得て行っています。

10月には、特別講演会を東公民館で行いました。悪徳商法に負けないという内容でした。

出前講座も、学校の地域児童育成会だけでなく、PTA、老人会、自治会、まちづく

り協議会、民生委員・児童委員等の要請により、分かりやすいテーマでより多く実施しています。

市民カレッジの「消費者力アップコース」は6月から実施しています。

消費者教育の担い手育成ということで、地域の方、団体との連携を図りながら体系的に行うということで準備中です。12月広報で募集し、消費者啓発については、消費生活センターと連携をとりながら推進していくこととしています。

消費者教育の内容については、来年3月までに取りまとめ、来年度の第1回協議会に報告したいと思います。

会長

詳細は、今進行中であるので、具体的には難しいと思います。コーディネーターの育成については、大変良いことと思います。

消費者教育の推進計画について、皆さんから、他の皆さんに何か報告したいことがありましたら報告をお願いします。

委員

消費者教育のことについて、シンポジウムを県の助成金で、3か所 相生、三田、神戸市 県民会館で行います。強い消費者になるよう寸劇で紹介し、基調講演を行うなど、分かりやすい会であるので覗いて見てください。

会長

折角の機会ですので、相互の意見交換をお願いします。

協議会が今年は2回あります。

私の方からですが、消費者協会もあり、協会メンバーとの懇談が出来れば良いと思います。また、養成されるコーディネーターのもと、そのような会があれば大変よろしいかなと思っています。

委員

NPOのシーキッズネットで、理事長は内閣府の委員をしています。

参加型で分かりやすい活動の講座事業に取り組んでいます。

担い手養成講座として、特別支援等、和歌山、姫路へも行っています。

宝塚も地元ですので、より良い方向に動いて行きたいと思います。また、高齢者の悪徳商法の出前講座も、地元ですので頑張って連携していきたいと思っています。

3 諮 問

会長

ここで、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）」について宝塚市から諮問があります。

事務局からお願いいたします。

事務局 「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）」について諮問をさせていただきます。

なお、諮問書は皆様に本日の資料としてお配りしておりますのでご覧ください。

市長 （市長あいさつ）
（諮問書を読み上げ、秋山会長へ手渡す。）

4 議 事

会長 それでは、議事（1）として、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料に基づき、説明）

会長 「諮問の趣旨」からしますと、消費者安全法の改正に基づいて、①消費生活センターの組織及び運営に関する事項、また、②消費生活相談等の事務により得られた情報の安全管理に関する事項について、条例を定めるということ。

そして、条例の内容は、宝塚市の消費者行政にかかる重要な問題であり、内閣府令の参酌基準を参照し、十分検討が必要であるというものです。

それでは、委員から何か質問等ありますか

委員 国が要請しているのは、センター設置の法で、行政法は組織法であるので、その中でそれぞれ行政機関を設け、権限を持っています。その中で仕事をする事になっていきます。センター組織は良いのですが、運営の方で相談員が、相談、あっせんをしますよということが、組織の中で限られてしまう。

県条例第17条の知事は業者に対して、何々をすることが出来るという、作用法的なセンターの権限規定がほしい。業者もそうしなければいけない。また、それが他に影響をおよぼすこと。市が察知したことを公表することも、権限がないとできないので、そのことも書いておくことが第一点。

もう一つは、基本理念をうたうことが大切と思う。何を目的に消費者行政をするのか。もう一つは、非常に危ない商品が出回ったとき、ストップをかける権限が市にあるかが心配。それを入れておいた方が良いのではと思う。兵庫県の条例の14条はそれに当たると思います。

県にあるから市はいらぬという方もおられるが、住民の生命、身体への第一の責任

は市であるので、責任ある行政であると思います。

条例の根拠を持たせるのも考え方だと思います。

苦情処理に対する権限を入れておく必要があります。センターになぜそれも言われるのかという場合など…そこを考えてください。

事務局

県の消費生活条例のような条例を定めているのは、阪神間では西宮市だけですが、西宮市では、実態的には条例に基づく指導は無いと聞いています。そういった指導が必要な場合は権限が、県にあるので、生活科学総合センターと連携しながら協議をして行きたいと考えています。

消費生活条例を設けている市もあり、消費者庁はどう考えているかということですが、消費者庁としては、市が独自条例を制定することは、トラブル防止のために有効な手段の一つではないかと言っています。しかしながら、行政指導の権限は、国と県になっており、国と都道府県が役割分担して執行されています。

そのため市が条例を設けても、実効性からすると乏しいこと。また、広範な業者のことを考えると市としては実効性が無いと考えました。したがって、今回は、消費者安全法の改正により、センター条例を制定するものとさせていただきました。

委員

消費生活条例の形にすることは、考えのとおりで良いと思うが、県の条例第17条作用法の権限はおいておく必要があると思います。

事業者の方が、資料提出をする場合、消費者センターがいかなる権限を持っているか、法理論上の問題があるのではと思います。

事務局

消費生活センターの事務は、行政サービスであります。

その根拠は消費者安全法の第8条であり、その事務の内容は、事務分掌条例を受けて事務分掌規則があります。

この規則は、今回の諮問の内容ではありませんが、検討していきたいと思います。

会長

適切な条例案が出来ますように、この点については、事務局で改めて検討されたいと思います。

委員

事業者から問われることはあります。また、市からは条例に基づき事業者に説明することがあり、それを条例、又は規則に入れるかはわからないが、現実にはあります。

委員

どこまで進めて行くかということを考えると、消費生活センターにどこまで権限をあ

たえて行くのかを考える必要があると思います。

会長

条例でもありましたが、相談員の国家資格が認められ、12月に試験あるのですが、国が、今回、相談員が一定の能力を認められた人が、相談活動を担うためのことを働きかける制度だと思います。

委員

報告書の事業概要でありましたが、トラブル対策連絡会が初めは高齢者対象であったが、今では、一般を対象としており。委員の構成メンバーも、学校関係者など考えていただきたい。

会長

条例案については、次回議論をしていただきたい。そして、トラブル対策連絡会については、今後どう推進、連携していくのか、提案していただきたい。これは、事務局だけでなく、皆様方も協力をお願いしたい。

委員

これからは消費者教育の方向となっており、学校のなかで取り組みが出来ないものか。消費者教育は、宝塚市だけでなく、阪神間でも活動しており、活動するための経費も考えて指導をお願いしたい。

子供の幼児期の教育が大切と考え、消費者団体として、行政、地域と連携をとり、地域の中でやって行きたいと考えています。

会長

協議会は、消費問題に携われてこられた方や、事業者の方などの力を借りる機会の場合として、それぞれの取り組みを紹介していただき、一緒にこんなことが出来るというものに、少しでも近づくことが出来ると思います。

時間が参りましたので、改めて審議をさせていただきます。

まず、「宝塚市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）」に関しては、理解して行くということによろしいでしょうか。次回は、条例案を決定するというところで、事務局から第2回協議会の日程について、提案をお願いします。

事務局

第2回協議会の日程ですが、12月26日（月）の午後3時からと同じ特別会議室で開催をお願いします。

会長

5 閉 会

今日は、これで閉会とさせていただきます。